



広報

石垣島土地改良区だより

目次

- ・理事長あいさつ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- ・第12回通常総代会開催・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・平成30年度決算・・・・・・・・・・・・・・・・2
- ・財産目録・・・・・・・・・・・・・・・・3
- ・令和2年度賦課金について・・・・・・・・3
- ・令和元年度賦課金徴収実績・・・・・・・・4
- ・滞納処分の実施について・・・・・・・・4
- ・組合員の皆様へ・・・・・・・・4

石垣島土地改良区の概要

組合員数 2,904名
 受益面積 4,338ha
 総代役員 総代40名/理事14名/監事3名
 職員数 21名(再任用、非常勤職員含む)



底原ダムロゴマーク
平成18年10月14日制定



名蔵ダムロゴマーク
平成19年10月13日制定

理事長あいさつ

晴天が続く暑さが次第に強まっていく季節を迎え、組合員の皆様には益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。まず始めに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に協力して頂いている中ではありますが、常日頃から石垣島土地改良区の業務運営や事業推進に格別のご支援、ご協力を賜り心から厚く御礼申し上げます。今回、広報石垣島土地改良区だよりの発刊にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、経済活動の停滞が懸念されておりますが、第一次産業生産者として、社会に豊かな農産物を提供するのが、私どもの責務だと思っております。新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の水際対策を継続的に実施し、安心・安全な観光地をPRすることで、観光客の呼び戻しを図りつつ、収束後に石垣島の経済活動が活性化していく事を期待しております。

さて、平成26年度に着手致しました国営石垣島土地改良事業が本格的に推進されている所であります。国営事業により、農業用水が不足しておりました石垣島の北部地区や西部地区に農業用水を供給することが可能となってきます。農業用水を利用することにより、サトウキビや牧草等の増収や品質の向上、また付加価値の高い作物の導入等、農業経営の安定化が図られるものと考えております。また、国営事業で着手、完了しました太陽光発電施設が令和2年4月から稼働しております。太陽光で発電した電気を電力会社に売電することにより、当土地改良区の維持管理費低減に繋がるものと期待しております。

石垣島土地改良区は、役職員一同全力を尽くして職務にあたって参りますので、組合員の皆様には地域総代、役員を通じて貴重な意見を伝えて頂きながら、当土地改良区の運営にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。結びになりますが、組合員皆様のご健勝とご活躍を祈念申し上げまして、ご挨拶といたします。



石垣島土地改良区理事長
中山 義隆

第 12 回 通常総代会開催

石垣島土地改良区第 12 回通常総代会が令和 2 年 3 月 26 日石垣市健康福祉センター 2 階視聴覚室で開催されました。午後 2 時から中山義隆理事長の挨拶に続いて沖縄総合事務局農林水産部田中晋太郎部長のご祝辞を賜り、盛山信範総代を議長に選任し、次の議案が上程され、全議案が原案通り可決承認されました。

- 議案第 1 号・・・平成 30 年度 事業報告の承認について
- 議案第 2 号・・・平成 30 年度一般会計・特別会計収支決算・財産目録の承認及び監査報告について
- 議案第 3 号・・・令和元年度一般会計・特別会計収支補正予算の議決について
- 議案第 4 号・・・定款の一部変更議決について
- 議案第 5 号・・・規約の一部変更議決について
- 議案第 6 号・・・規程の一部変更議決について
- 議案第 7 号・・・規程の一部変更議決について
- 議案第 8 号・・・規程の制定議決について
- 議案第 9 号・・・令和 2 年度 事業計画について
- 議案第 10 号・・・いしがきしま地区 区営土地改良事業(農業用排水施設)の施工について
- 議案第 11 号・・・令和 2 年度 経常賦課金、特別賦課金及び管理賦課金の徴収方法の議決について
- 議案第 12 号・・・令和 2 年度 一時借入金の上限度額及び貯金の預入先金融機関の議決について
- 議案第 13 号・・・令和 2 年度 一般会計及び特別会計収支予算の議決について
- 議案第 14 号・・・役員選任について



平成 30 年度 決算

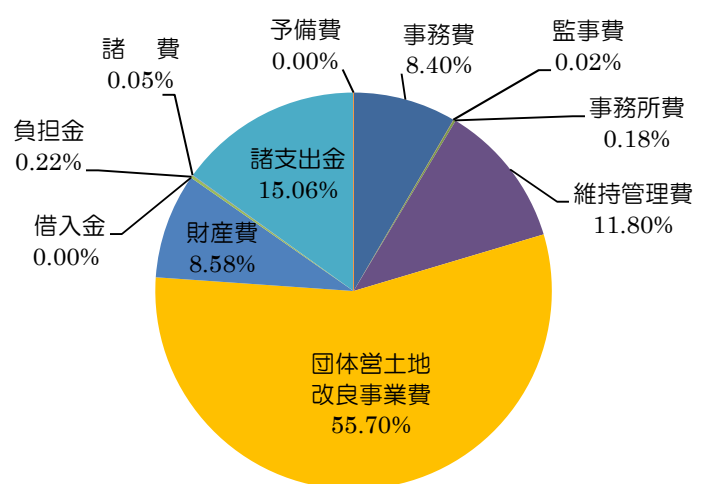
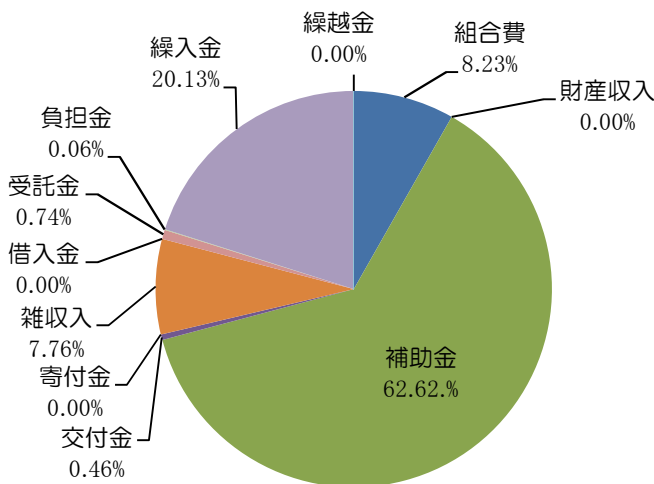
一般会計

(単価：円)

(単価：円)

収入の部	
科目	決算額
1. 組合費	96,777,427
2. 財産収入	460
3. 補助金	736,462,200
4. 交付金	5,400,000
5. 寄付金	0
6. 雑収入	91,317,885
7. 借入金	0
8. 受託金	8,695,000
9. 負担金	648,896
10. 繰入金	236,778,685
11. 繰越金	0
収入合計	1,176,080,553

支出の部	
科目	決算額
1. 事務費	98,794,025
2. 監事費	192,000
3. 事務所費	2,058,186
4. 維持管理費	138,748,885
5. 団体営土地改良事業費	655,095,700
6. 財産費	100,948,147
7. 借入金	0
8. 負担金	2,549,950
9. 諸費	581,654
10. 諸支出金	177,112,006
11. 予備費	0
支出合計	1,176,080,553



財産目録

資産

(単価:円)

摘要		金額
1. 流動資産		
現金及び預金	一般会計	0
未収入金	未収賦課金 (H26~H30)	
	(経常・特別・管理)	273,943,685
	その他未収金 (S52~H25)	
	(経常・特別・管理)	937,707,848
	小計	1,211,651,533
2. 特定資産		
	退職給与積立金	14,649,578
	出資金(土地改良基金)	2,100,000
	財政調整期金積立金	30,225,833
	国営施設地上権設定事業費	35,608,350
	公庫償還金積立金	16,424,096
	換地清算金償還積立金	35,194,219
	土地改良区合併推進	
	円滑化基金	301,062
	新石垣空港建設転用決済金	119,643,159
3. 固定資産		
	機械器具車両	4,269,000
	備品事務所所在	7,217,572
資産合計		1,477,284,402

負債

(単価:円)

摘要		金額
1. 長期負債		
借入金	沖縄振興開発金融公庫	
(元金分)	(宮良川)	0
(棚上分)利息	(宮良川)	915,155,884
借入金	沖縄振興開発金融公庫	
(元金分)	(名蔵川)	0
(棚上分)利息	(名蔵川)	28,099,475
借入金	沖縄振興開発金融公庫	
(元金分)	(大浦川)	0
(棚上分)利息	(大浦川)	11,959,383
	(元金)残高	0
	(棚上分)利息	955,214,742
	長期負債合計	955,214,742
2. 短期負債		
未払金	換地清算交付金(宮良川)	48,212,488
未払金	換地清算交付金(名蔵川)	501,465
引当金	退職給与引当金	14,649,578
	短期負債合計	63,363,531
負債合計		1,018,578,273

令和2年度 賦課金について

令和2年度経常・特別・管理賦課金の賦課方法が下記の通りとなりました。

1. 経常賦課金 (改良区の経常的運営経費)	基盤整備済み受益地に地積割に賦課する・・・(1㎡当たり1.0円、坪当たり3.3円)
2. 特別賦課金 (事業費の受益者負担に伴う公庫借入償還金)	基盤整備済み受益地に年度別公庫償還金を地積割に賦課する (賦課金算出資料により賦課する。)
3. 管理賦課金 (土地改良事業に係る施設の維持管理費)	整備済み受益地に地積割地区・水使用量地区で下表の通り賦課徴収する。
旧宮良川地区	普通畑 1㎡当たり4.9円 水田 1㎡当たり6.0円(但し底原ダム直接掛かりは1㎡当たり3.0円) 普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円(地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円(メーター検針) ※メーター地区(新川、武那田、嘉手苅、野呂水、開南、三川(一部)、大座(一部))
旧名蔵川地区	普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円(地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円(メーター検針) 但しトウシ、北トウシ、浦田原の一部は1㎡当たり3.9円 水田 1㎡当たり3.0円(ブネラ、トウシ、浦田原、平地原) 1㎡当たり5.0円(シーラ、崎枝、フーネ)
旧大浦川地区	普通畑 1㎡当たり4.0円(大浦川地区) 1㎡当たり0.5円(おもと地区) 1㎡当たり3.9円(屋良部地区) 普通畑 基本料金1㎡当たり2.5円(地積割) 水使用量1㎡当たり5.0円(メーター検針) ※メーター地区(伊原間、栄、明石、久宇良)
給水栓(Ⅲ型)	1㎡当たり50円

平成 30 年度 賦課金 徴収実績

当該年度賦課金賦課額 151,700,000円 未収賦課金賦課額 178,280,000円

	当該年度		過年度
徴収額	96,777,427円	徴収額	90,767,954円
徴収率	63,8%	徴収率	50,9%
年度合計	187,545,381円 (当該年度、過年度含)		

滞納処分の実施について

平成20年4月に設立した石垣島土地改良区の合併条件理由の1つに、土地改良事業運営の円滑化を図るため「賦課金徴収業務」の強化があげられており、長期滞納者等を筆頭に平成21年度から沖縄県知事の認可により「滞納処分」を実施しております。令和2年6月現在のこれまでの滞納処分実績は、累計で滞納者797件、納入金額7億6千8百万円、滞納額5億6千6百万円です。受益者の賦課金が主な財源であることから、各種法令の規定に基づき、戸別訪問や競売手続き等を実施し、滞納賦課金の解消を目標に適正かつ公平に業務を行っております。

組合員の皆様へ

こんな時は必ず土地改良区に連絡をお願いします！！

※公共機関（市町村、農業委員会、法務局等）への手続きだけでは、土地改良区の組合員や賦課面積は変更されません。土地改良区まで届出をお願いします。

- 土地の所有者、耕作者の変更、または、組合員の交代及び住所変更があったときは、土地改良法第43条の規定により組合員から土地改良区に通知するよう義務付けされています。
- 公共用地に農地買収された場合や農地中間管理機構と賃貸借契約した場合、農地を農地以外に転用する場合も届出が必要です。
- 土地改良施設を他目的に使用する場合、土地改良区の許可を得て使用することになります。

※届出用紙は土地改良区の事務所に用意しています。ご希望により郵送しますのでご連絡をお願いします。

注意！ 滞納賦課金は新組合員に継承されます

※売買や競売等で滞納されている土地を取得すると、土地改良法第42条（権利義務の継承及び決済）により新組合員が滞納賦課金を支払わなければなりません。事前に必ず土地改良区にご確認をお願いします。

賦課金の期限内納付にご協力下さい！

賦課金の納入通知書は毎年7月末に発送します。
 なお、徴収方法については下記のようになっています。
 ○各銀行に口座引き落とし振替等を委託。
 ○窓口で直接徴収、戸別訪問による徴収、法的処置を含めた徴収
 ○その他理事会で定める方法による徴収。
※便利な口座引き落としを推奨しております。
 納期限までの納入にご理解・ご協力をお願いします。

工事(災害・補修)及びスプリンクラー故障等の際には

工事(災害・補修)及びスプリンクラー故障等に関する用件は下記に連絡ください。
 平日 石垣島土地改良区 管理課
 事務所電話・・・(0980)83-7210
土日祝 委託業者：(有)昭電工業 ※スプリンクラー修理のみ
 事務所電話・・・(0980)82-7697
 携帯番号・・・080-2726-0367
 自動弁等の管理・除草にご理解・ご協力をお願いします。

お気軽にご相談を・・・

土地改良区に関連する届出や農地の件について、ご不明な点などございましたら、お気軽に事務局までご相談ください。



令和 2 年 7 月 発行 No. 4

発行所：石垣島土地改良区

〒907-0012 沖縄県石垣市美崎町 14 番地

〒907-0004 沖縄県石垣市字登野城 1892 番地 2

TEL (0980) 82-7980 FAX (0980) 83-7378